○中部地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜市日野東四丁目四番一から関市山田字籃屋六六七番二まで	前	BA	九・二〇〇～一〇六・〇〇〇メートル	五・九一二キロメートル
	後	BA	九・二〇〇～一〇六・〇〇〇 三三・〇〇〇～八四・五〇〇	七三・〇〇〇～五・九一二 二・六七一

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	豊田市久保町三丁目二七番五から同市陣中町一丁目八番二三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十八日十時

○中部地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十五号	豊田市朝日町七丁目一番八から同市横山町四丁目四番七まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十八日

○中部地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	岐阜市日野東八丁目二番九から同市日野東六丁目一番一二まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所
〃	岐阜市日野東四丁目四番一から同市岩田西二丁目五九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十五年十月十九日十五時

○近畿地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
近江八幡市上田町字茶屋ノ前一四三番八から同市千僧供町字大橋五九二番四まで	前	九・七八～一一・九八メートル	〇〇・二〇四キロメートル
	後	一一・四三～二二・二二	〇〇・二〇四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	近江八幡市上田町字茶屋ノ前一四三番八から同市千僧供町字大橋五九二番四まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十八日

○中国地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区野殿西町一四八番五から同市北区野殿西町八一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十八日

○四国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野八八三番から同町西明神二九九番二まで	前	八・四五～一六・八〇メートル	〇〇・九二二キロメートル
	後	九・八五～二五・八五	〇〇・九二二

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所